

認定 NPO 法人北海道 NPO ファンド

## 「いぶり基金」特別枠 助成要項



北海道 NPO ファンドでは、下記の要領で  
平成 30 年北海道胆振（いぶり）東部地震及び台風 21 号による災害に対する  
中・長期的な支援活動や、  
被災された地域の生活支援・まちづくり活動（防災への取り組みを含む）を行う、  
道内に拠点を置く団体等へ助成を行います。

※この特別枠はパイナンス社の 500 万円の寄付を原資に実施するものです。

### 1. 助成対象

北海道内に拠点を置き、平成 30 年北海道胆振（いぶり）東部地震及び台風 21 号による災害の支援活動や、被災された地域の生活支援・まちづくり活動（防災への取り組みを含む）を行う NPO 等市民活動団体

### 2. 助成対象となる事業

年度ごとに最長 5 年まで継続申請することができます。中長期的（最長 5 年まで）に、平成 30 年北海道胆振（いぶり）東部地震及び台風 21 号による災害の支援活動や、被災された地域の生活支援・まちづくり活動（防災への取り組みを含む）を行う活動。

### 3. 対象事業の実施期間

2018 年 9 月 6 日以降の活動

### 4. 助成総額：450 万円

1 団体あたりの助成額上限は定めていません。

## **5. 助成対象経費**

助成金の使途について特に制限はありません。事業活動経費、機器整備、人件費等、事業の活動目的を達成するために使ってください。

## **6. 応募期間**

**2018年11月5日（月）～**

## **7. 応募方法**

本助成は、事前の相談制となります。企画内容のあらましを所定の実施計画書にまとめて当法人にご提出ください。可能であれば活動の様子が分かるホームページ・SNS等のURLを記載してください。

※応募用紙は、当ファンドHPよりダウンロードしてください。

## **8. 選考方法・発表**

書類審査と聞き取り（応募書類受領後、応募団体に問い合わせをする場合がありますので、その場合は応答ご協力をお願いいたします）のあと、北海道NPOファンド理事会において選考し、助成先を決定します。

## **9. 決定通知**

随時（選考結果は個別に通知するとともに、助成団体名は北海道NPOファンドホームページ、『北海道NPO情報』等で広報します。応募提出書類は返却いたしません）

## **10. 助成金支払い**

決定後2週間程度でお支払いします。年度ごとの事業計画が支払いの対象です。

## **11. 活用結果報告書の提出**

助成団体につきましては、

毎年度終了後「活用結果報告書」を提出していただきます。

ご了解を得たうえで、北海道NPOファンドホームページやパンフレットで紹介させていただく場合がございます。また、北海道NPOファンドより訪問、インタビューさせていただく場合がございますので積極的にご協力いただきますようお願いいたします。

## **12. 事業の変更と返還**

助成決定後、助成対象事業の内容を変更しなければならなくなった場合は、当ファンドまでご相談ください。

また、助成対象事業を実行出来なかった場合には、助成金の全部または一部を返還していただくことがあります。

### **【お問合せ・お申込み】**

認定NPO法人北海道NPOファンド <https://www.hokkaido-npofund.jp/>  
064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園 201号室



メール：[npofund@npo-hokkaido.org](mailto:npofund@npo-hokkaido.org)

TEL：011-200-0973 FAX：011-200-0974

～北海道いぶり東部地震及び台風 21 号北海道内被災地支援基金（通称「いぶり基金」）は、平成 30 年北海道胆振（いぶり）東部地震及び台風 21 号による災害の支援活動や、被災された地域の生活支援・まちづくり活動（防災への取り組みを含む）を行う、道内に拠点を置く団体等へ助成を行う資金としての寄付を集めるために設立された基金です。北海道いぶり東部地震及び台風 21 号北海道内被災地支援基金特別枠はバイナンス社の 500 万円の寄付を原資に、中長期的支援活動を支援するために設けられました。